介護保険法によるサービスと共通する在宅福祉サービスは、原則として介護保険によるサービスが優先します。 したがって、以下のサービスを受ける際には、事前に市福祉事務所、町村障がい福祉担当課へご相談ください。

### (I) 補装具の支給

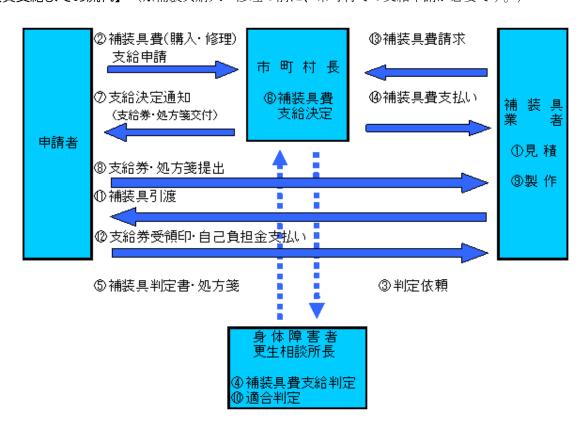
《身体障がいのある方や児童・難病患者等》

身体上の障がいを補うための用具の購入又は修理を行った場合、その費用の一部が公費で負担されます。 また、購入より貸与が適切と考えられる場合は、補装具費支給の一部種目が貸与も可能です。 補装具には次のようなものがあります。

身体の状況	補装具
視覚障がい	盲人安全つえ・義眼・眼鏡(色眼鏡を除く)
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢(義手・義足)・装具・車いす・電動車いす・歩行補助つえ
	歩行器・座位保持装置・重度障がい者用意思伝達装置
内部障がい	車いす・電動車いす・歩行器・歩行補助つえ
身体障がい児のみ	座位保持いす・起立保持具・頭部保持具・排便補助具

【問い合わせ先】市福祉事務所・町村障がい福祉担当課(P186参照)

【補装具費支給までの流れ】 (※補装具購入・修理の前に、市町村での支給申請が必要です。)



### (2) 日常生活用具給付等

《障がいのある方や児童、難病患者等》

障がいのある方や児童等に対し、日常生活上の便宜を図るため、次のような用具を給付又は貸与しています。 対象品や利用者負担は市町村が独自に定めていますので、詳しくは市町村の福祉窓口までお問い合わせく ださい。

【問い合わせ先】市福祉事務所・町村障がい福祉担当課(P186参照)

【日常生活用具参考例】(市町村により給付対象としていないものがあります。)

種目	と参考例』(中町村により稲付対象としていないものかる 品目	主な対象要件
介護・訓練 支援用具	特殊寝台 特殊マット 特殊尿器 入浴担架 体位変換器 移動用リフト 訓練いす(児のみ) 訓練用ベッド(児のみ)	下肢又は体幹機能障がい
自立生活支援用具	入浴補助用具 便器	下肢又は体幹機能障がい
	頭部保護帽 T字状・棒状のつえ 歩行支援用具→移動・移乗支援用具(名称変更)	平衡機能又は下肢もしくは 体幹機能障がい
	特殊便器	上肢機能障がい
	火災警報機 自動消火器	障がい種別に関わらず火災 発生の感知・避難が困難
	電磁調理器 歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい
	聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障がい
	透析液加温器	腎臓機能障がい等
	ネブライザー(吸入器) 電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい等
在宅療養等   支援用具	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者
又饭用兵	盲人用体温計(音声式) 盲人用体重計	視覚障がい
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	在宅酸素療法者等
情報・ 意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障がい
	情報·通信支援用具※	上肢機能障害又は視覚障がい
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障がい
	点字器 点字タイプライター 視覚障がい者用ポータブルレコーダー 視覚障がい者用活字文書読上げ装置 視覚障がい者用拡大読書器 盲人用時計	視覚障がい

次ページに続く

種目	品目	主な対象要件
情報· 意思疎通 支援用具	聴覚障がい者用通信装置 聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい
	人工喉頭	喉頭摘出者
	福祉電話(貸与)	聴覚障がい又は外出困難
	ファックス(貸与)	聴覚又は音声機能若しくは 言語機能障がいで、電話では 意思疎通困難
	視覚障がい者用ワードプロセッサー(共同利用) 点字図書	視覚障がい
排泄管理支援用具	ストーマ装具(ストーマ用品、洗腸用具) 紙おむつ等(紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品) 収尿器	ストーマ造設者 高度の排便機能障がい者、脳 原性運動機能障がいかつ意 思表示困難者 高度の排尿機能障がい者
居宅 生活動作 補助用具	住宅改修費	下肢、体幹機能障がい又は乳 幼児期非進行性脳病変

※情報・通信支援用具とは、障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフトをいう。

#### 自立支援給付で利用できる主なサービス

#### (3) 居宅介護(ホームヘルプ)

《障がいのある方や児童、難病患者等》

障がいのある方や児童等が日常生活を営むのに著しく支障があるとき、ホームヘルパーが家庭を訪問して介護等のお世話をします。(P112~123参照)

【問い合わせ先】市福祉事務所・町村障がい福祉担当課(P186参照)

#### (4) 重度訪問介護

《障がいのある方や児童、難病患者等》

常に介護が必要な重度の身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方に対し、自宅での介護、外出時に おける移動支援などを総合的に行います。(P124~133参照)

【問い合わせ先】市福祉事務所・町村障がい福祉担当課 (P186参照)

#### (5) 行動援護

《知的障がいのある方や児童・精神障がいのある方や児童、難病患者等》

知的障がい、または精神障がいのある方や児童で、行動上著しい困難があり常時介護が必要な方に対し、 外出時における介護など行動する際の必要な援助を行います。(P134~135参照)

【問い合わせ先】市福祉事務所・町村障がい福祉担当課(P186参照)

#### (6) 同行援護

《視覚障がいのある方や児童、難病患者等》

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある方や児童に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報提供など外出する際の必要な援助を行います。(P136~140参照)

【問い合わせ先】市福祉事務所・町村障がい福祉担当課(P186参照)

#### (7) 重度障害者等包括支援

《障がいのある方や児童、難病患者等》

介護の必要性が著しく高い常時介護を要する障がいのある方や児童に対し、居宅介護その他の日中活動サービスを包括的に提供します。

【問い合わせ先】市福祉事務所・町村障がい福祉担当課(P186参照)

事業所の名称	法人名	所在地	電話	
ケアホーム小さなこかげ	(福)こころの樹	〒879-0161	0978-32-0631	
		宇佐市大字下敷田 448 番地 2		
よい七国	(福)萌葱の郷	〒879-7306	097–578–0818	
めぶき園		豊後大野市犬飼町下津尾千把ヶ原 4355-10	097-070-0010	

### (8) 自立生活援助

《障がいのある方、難病患者等》

施設や共同生活援助等を利用していた人がひとり暮らしをはじめたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、定期的な居宅訪問を行うとともに、相談・要請に対しては、電話等による随時の対応も行います。

## (9) 短期入所(ショートステイ)

《障がいのある方や児童、難病患者等》

障がいのある方や児童を介護している家庭において、保護者又は家族が病気等により介護することが困難となったとき、一時的に障がいのある方や児童を施設等に宿泊させることにより家庭を援護します。

(P141~145参照)

【問い合わせ先】市福祉事務所・町村障がい福祉担当課(P186参照)

#### 地域生活支援事業で利用できる主なサービス

#### (10) 移動支援

《障がいのある方や児童、難病患者等》

障がいのある方や児童の外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を支援 します。

【問い合わせ先】市福祉事務所・町村障がい福祉担当課(P186参照)

#### (11) 日中一時支援

《障がいのある方や児童、難病患者等》

障がいのある方や児童の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日常的に介護している 家族の一時的な休息ができるよう家族を支援します。

【問い合わせ先】市福祉事務所・町村障がい福祉担当課(P186参照)

#### (12) 生活訓練等

《身体障がいのある方》

身体障がいのある方等のために、次のような生活訓練等が行われています。

内 容	問い合わせ先	電話 / FAX
視覚障がいのある方のための生活訓練	(福)大分県盲人協会	097-532-8450
中途失明者のための生活訓練	(福)大分県盲人協会	097-532-8450
視覚障がいのある方のための歩行訓練	(福)大分県盲人協会	097-532-8450
聴覚障がいのある方のための生活訓練	(福)大分県聴覚障害者協会	097-551-2152 / 556-0556
音声機能障がいのある方のための生活訓練	大分豊声会	097-520-3034
人工肛門・人工膀胱造設者のための社会適応訓練	(公社)日本オストミー協会大分県支部	0978-42-5621

#### 自立支援給付・地域生活支援事業以外で利用できるサービス

#### (13) 身体障がい者巡回相談

《身体障がいのある方》

身体障がいのある方に対し、地域ごとに巡回して医学的、心理的及び職能的判定などを行うとともに、その更生に必要な総合的相談、指導を行っています。

【問い合わせ先】大分県身体障害者更生相談所(P185参照)

## (14) 県営住宅への入居

《障がいのある方》

県営住宅の入居には、収入要件や住宅困窮要件のほか、同居親族要件などの資格を満たす必要がありますが、身体障がいのある方で身体障害者手帳1級から4級、精神障がいのある方で精神障害者保健福祉手帳1級から3級、知的障がいのある方で療育手帳を所持している方は、単身世帯でも入居申込みが可能です。

また、上記の障がいのある方を含む世帯については、入居者抽選において一般世帯よりも倍率優遇の取扱いをしています。

なお、市町村営住宅については、別途、各市町村の担当課へお問い合わせください。

【問い合わせ先】県公営住宅室(電話 097-506-4684)

#### 児童関係等で利用できる主なサービス

#### (15) 障害児通所支援(児童発達支援、放課後デイサービス等) 《障がいのある児童》

障がいのある子どもたちに対し、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練等を行い、その子の健やかな成長を促します。( $P59\sim79$ 参照)

【問い合わせ先】市福祉事務所・町村障がい福祉担当課(P186参照)

#### (16) 巡回療育相談

《障がいのある児童》

在宅の心身障がいのある児童に関するさまざまな相談に応じるために、作業療法士、言語聴覚士、保育士、相談員等が県下の保健所などを巡回し、保健師とともに家庭での療育についての助言を行っています。 【問い合わせ先】保健所(P186参照)

#### (17) 地域における療育等の相談支援 《障がいのある方や児童》

在宅の障がいのある方や児童とその保護者に対し、身近な地域で療育の相談支援等を行い、地域における生活を支えることを目的としています。

【問い合わせ先】 P 1 4~15参照

#### (18) 障がい児保育等

《障がいのある児童》

保育を必要とする障がいのある児童については、保育所等で障がい児保育を行うとともに、放課後児童クラブにおいても障がい児の受け入れに努めています。

【問い合わせ先】市町村保育担当課または市町村放課後児童クラブ担当課

## (19) 盲児、ろうあ児等専門支援

《視覚障がいのある方や児童・聴覚障がいのある方や児童》

在宅の視覚障がいのある方や児童、聴覚障がいのある方や児童及びその家族を対象に、社会生活力を高めるための相談、支援、専門機関の紹介、情報提供を行い、自立した日常生活及び社会生活を送ることができるよう、発声発語訓練等の専門的な支援を行います。

事業所の名称	法人名	所在地	電話/FAX
清明あけぼの学園	(石)十八月石九人	〒870-0823	097-546-3771
(盲児、ろうあ児施設)	盲児、ろうあ児施設) (福)大分県福祉会		097-543-4414

## (20) 軽度・中度聴覚障がい児支援

《聴覚障がいのある児童》

公的助成を受けられない軽度から中度の聴覚障がいのある児童を対象に、早期からの言語発達やコミュニケーション能力の獲得及び学力向上を支援するための補聴器購入に要する経費の一部を助成します。 【問い合わせ先】市福祉事務所・町村障がい福祉担当課(P186参照)